

産業廃棄物 中間処理施設

許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者	
	本社所在地・電話番号	東京都三鷹市
	施設の設置場所	東京都武蔵村山市
	施設責任者氏名	
中間処理する産業廃棄物		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
処理の方法		破碎・圧縮・圧縮梱包・溶融
処理能力		廃プラスチック類 t/日、 紙くず t/日、 木くず t/日、 繊維くず t/日 金属くず t/日、 ゴムくず t/日、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず t/日 がれき類 t/日、 金属くず（あき缶に限る） t/日、 廃プラスチック類（廃ペットボトル） t/日 廃プラスチック類（ビニール） t/日、 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る） t/日
処分等のための保管最上限		
許可番号	第 号	
許可期限		
許可条件	(1) 作業時間等は原則として、7時から19時までとする。ただし、破碎機等の機器の稼働時間は、原則として8時から12時及び13時から17時までとする。 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。 (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。	